

令和6年第7回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和6年7月29日（月） 14時00分～15時00分

1 場 所 南有馬庁舎 2階会議室1

1 出席者の氏名

教育長	松 本 弘 明
教育委員	中 村 一 也
教育委員	松 尾 哲
教育委員	植 木 智 穂
教育委員	瀬 川 百 合

1 欠席者の氏名

1 構成員以外の出席者の氏名

教育次長	五 島 裕 一
教育総務課長	佐 々 木 航
学校教育課長	大 草 修 三
生涯学習課長	田 口 享 史
文化財課長（兼）世界遺産推進室長	中 村 隆 敏
教育総務課教育総務班長	井 上 実

1 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告・各課室報告

第5 議案審議

議案第11号 令和7年度島原・雲仙・南島原地区使用中学校教科用図書の採択について
報告第13号 南島原市学校給食運営審議会委員の委嘱について

第6 その他

- (1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について
- (2) 次回教育委員会定例会の開催について
- (3) その他

第7 閉会

日程 第1 開会

松本教育長 それでは、只今から、「令和6年第7回定例会」を開会いたします。

日程 第2 前回会議録の承認

松本教育長 日程第2「前回会議録の承認」ですが、委員の皆さんには、事前にご確認をいただいております。

署名人は、前回の会議におきまして、植木委員を指名しておりましたので、ここで、署名をお願いいたします。

日程 第3 会議録署名人の指名

松本教育長 日程第3「会議録署名人の指名」ですが、今回は、「松尾委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長 それでは、会議録署名人に「松尾委員」を指名いたします。

日程 第4 教育長報告・各課室報告

松本教育長 日程第4「教育長報告・各課室報告」を行います。

教育長報告につきましては、教育次長から説明させます。

教育次長 （別紙により、教育長が出席した諸会議等の概要について報告。）

松本教育長 次に、「各課室報告」を行います。

教育総務課から順に報告をさせます。

各課長及び室長 （別紙により、各課室の諸会議等の概要について報告。）

松本教育長 只今の報告について、何かお尋ねなどはございませんか。

松尾委員 セミナリヨの授業再現事業について、4名をイタリアに派遣するとの説明がありましたが、応募は何名程度あっておりますか。

世界遺産推進室長 市内の中学生22名が再現事業を受講しております。この中から、作文・面接試験により4名を選考してイタリアに派遣することになります。

松本教育長 他にございませんか。

特にないようですので、以上で、「教育長報告・各課室報告」を終わります。

日程 第5 議案審議

松本教育長 続きまして、日程第5「議案審議」を行います。

松本教育長 それでは、議案第11号「令和7年度島原・雲仙・南島原地区使用中学校教科用図書の採択について」を議題とします。

この案件は、「島原市」、「雲仙市」及び「南島原市」の3市の調整が必要であり、公表は9月1日以降と決定されておりますので、「教育委員会 会議規則」第14条第1項 ただし書きの規定により、非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

この案件は、非公開といたします。

〈非公開の説明〉

松本教育長

お諮りします。

「議案第 11 号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

よって、「議案第 11 号」は、原案のとおり決定いたしました。

松本教育長

次に、報告第 13 号「南島原市学校給食運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

それでは、報告第 13 号「南島原市学校給食運営審議会委員の委嘱について」を説明いたします。

提案理由は、南島原市学校給食センター条例第 4 条及び南島原市立学校給食センター条例施行規則第 7 条の規定により、南島原市学校給食運営審議会委員を委嘱したため、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第 5 条の規定により報告するものであります。

南島原市学校給食運営審議会につきましても、給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、学校給食運営審議会を置くことができとなっております（南島原市学校給食センター条例第 4 条）。学校給食運営審議会は、教育委員会の諮問により、給食センターの運営に関する重要な事項について審議することとなっております（南島原市学校給食センター条例施行規則第 6 条）。

また、その委員は、次の者から教育委員会が委嘱をしております（南島原市学校給食センター条例施行規則第 7 条）。

- （１）関係学校長
- （２）関係学校 PTA 代表
- （３）学識経験者
- （４）その他必要と認められる者

次のページをご覧ください。

令和 6 年度の学校給食運営審議会委員については、名簿にお示ししている 6 名の方となります。

今回、新たに委員の委嘱をするのは、番号の 1、2、4、5、6 の 5 名（黄色の網掛け）となります。

関係学校長として、

南島原市立飯野小学校 校長 山下雅史先生、

南島原市立南有馬中学校 校長 林田昭子先生です。

令和 6 年度南島原市校長会の組織編成に伴い、新たに委嘱をしたものであります。

また、関係学校 PTA 代表として、

市 PTA 連合会母親委員長 原田瑠理子さんです。

令和 6 年度の南島原市 PTA 連合会の役員改選に伴い、新たに委嘱をしたものであります。

さらに、学識経験者として、

元学校栄養職員 白倉靖子さん、

教育委員 植木智穂 委員です。

お二人とも、前任委員の任期満了に伴い、新たに委嘱をしたものです。

なお、委嘱についての報告が 7 月の定例会になりましたのは、市 PTA 連合会の役員改選が 5 月の市 PTA 連合会の役員会において行われたためと、学識経験者の委員の方への委嘱に時間がかかったためです。

任期は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

この件について、何か質疑などはございませんか。

特にないようです。

「報告第 13 号」につきましては、規則に基づき、教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

日程 第 6 その他

続きまして、日程第 6 「その他」に移ります。

第 1 号「準要保護児童生徒就学援助の認定について」を議題とします。

この案件につきましても、個人情報が含まれておりますので、非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

この案件は、非公開といたします。

〈非公開の説明〉

只今説明しました件につきましては、認定の基準に該当しており、「就学援助」の対象者として認定したものでございます。

以上の報告をもって了承をお願いします。

次に、第 2 号「次回教育委員会定例会の開催について」を議題とします。

次回の定例会は、8 月 23 日、金曜日、午後 2 時から開催する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、第 3 号の「その他」でございますが、皆様方から、何かございませんでしょうか。

(世界遺産影響評価報告書に対するイコモスの回答について)

(クーリングシェルターについて)

他にございませんか

特にないようですので、以上で第 3 号の「その他」を終わります。

日程 第7 閉会

松本教育長

以上を持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。
委員の皆様、大変、お疲れさまでございました。

閉会 15時00分

会議録署名人

教育委員

記録職員